

議案第 96 号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 所得割額の項中「100分の6.81」を「100分の7.70」に改め、同表被保険者均等割額の項中「30,200円」を「38,500円」に改める。

別表第 2 所得割額の項中「100分の2.78」を「100分の3.15」に改め、同表被保険者均等割額の項中「11,800円」を「15,500円」に改める。

別表第 3 所得割額の項中「100分の2.21」を「100分の2.50」に改め、同表被保険者均等割額の項中「12,800円」を「15,500円」に改める。

別表第 4 第20条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「21,140円」を「26,950円」に改め、同表第20条第 1 項第 2 号に該当する場合の項中「15,100円」を「19,250円」に改め、同表第20条第 1 項第 3 号に該当する場合の項中「6,040円」を「7,700円」に改める。

別表第 5 第20条第 1 項第 1 号に該当する場合の項中「8,260円」を「10,850円」に

改め、同表第20条第1項第2号に該当する場合の項中「5,900円」を「7,750円」に改め、同表第20条第1項第3号に該当する場合の項中「2,360円」を「3,100円」に改める。

別表第6第20条第1項第1号に該当する場合の項中「8,960円」を「10,850円」に改め、同表第20条第1項第2号に該当する場合の項中「6,400円」を「7,750円」に改め、同表第20条第1項第3号に該当する場合の項中「2,560円」を「3,100円」に改める。

別表第7第20条第1項第1号に該当する場合の項中「4,530円」を「5,775円」に改め、同表第20条第1項第2号に該当する場合の項中「7,550円」を「9,625円」に改め、同表第20条第1項第3号に該当する場合の項中「12,080円」を「15,400円」に改め、同表第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合の項中「15,100円」を「19,250円」に改める。

別表第8第20条第1項第1号に該当する場合の項中「1,770円」を「2,325円」に改め、同表第20条第1項第2号に該当する場合の項中「2,950円」を「3,875円」に改め、同表第20条第1項第3号に該当する場合の項中「4,720円」を「6,200円」に改め、同表第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合の項中「5,900円」を「7,750円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

茨城県から示された令和7年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険税率を基

準とした見直しによる国民健康保険税率の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

## つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
基礎課税額保険税率表		基礎課税額保険税率表	
区分	保険税率	区分	保険税率
所得割額	100分の7.70	所得割額	100分の6.81
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき38,500円	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき30,200円
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
後期高齢者支援金等課税額保険税率表		後期高齢者支援金等課税額保険税率表	
区分	保険税率	区分	保険税率
所得割額	100分の3.15	所得割額	100分の2.78
被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき15,500円	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者1人につき11,800円
別表第3（第8条関係）		別表第3（第8条関係）	
介護納付金課税額保険税率表		介護納付金課税額保険税率表	
区分	保険税率	区分	保険税率
所得割額	100分の2.50	所得割額	100分の2.21
被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき15,500円	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者1人につき12,800円
別表第4（第20条関係）		別表第4（第20条関係）	
基礎課税額減額表		基礎課税額減額表	
区分	額	区分	額
第20条第1項第1 号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき26,950円	第20条第1項第1 号に該当する場合	被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき21,140円

第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき19,250円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき7,700円

別表第5（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき10,850円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき7,750円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき3,100円

別表第6（第20条関係）

介護納付金課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき10,850円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき7,750円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき3,100円

別表第7（第20条関係）

基礎課税額減額表

区分	額
----	---

第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき15,100円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき6,040円

別表第5（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき8,260円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき5,900円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	国民健康保険の被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき2,360円

別表第6（第20条関係）

介護納付金課税額減額表

区分		額
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき8,960円
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき6,400円
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき2,560円

別表第7（第20条関係）

基礎課税額減額表

区分	額
----	---

第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>5,775円</u>
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>9,625円</u>
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>15,400円</u>
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>19,250円</u>

別表第8（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分	額	
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>2,325円</u>
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>3,875円</u>
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>6,200円</u>
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>7,750円</u>

第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>4,530円</u>
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>7,550円</u>
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>12,080円</u>
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>15,100円</u>

別表第8（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額減額表

区分	額	
第20条第1項第1号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>1,770円</u>
第20条第1項第2号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>2,950円</u>
第20条第1項第3号に該当する場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>4,720円</u>
第20条第1項各号のいずれにも該当しない場合	被保険者均等割額	未就学児1人につき <u>5,900円</u>